

議案第 6 号

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

国民健康保険事業特別会計における財政収支の改善を図るため、後期高齢者支援金等課税額の税率を改定するため提案するものです。

我孫子市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険税条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の3.91</u>を乗じて算定する。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.75</u>を乗じて算定する。</p>
<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,600円</u>とする。</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,200円</u>とする。</p>
<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超</p>	<p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超</p>

える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超え

える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超え

る者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア及びイ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

6,720円

エ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に

る者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア及びイ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について

4,340円

エ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に

被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア及びイ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

4,800円

エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア及びイ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係

被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア及びイ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について

3,100円

エ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア及びイ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係

る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について
1,920円

エ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属
する世帯内に6歳に達する日以後の
最初の3月31日以前である被保険者
(以下「未就学児」という。)があ
る場合における当該納税義務者に対
して課する被保険者均等割額(当該
納税義務者の世帯に属する未就学児
につき算定した被保険者均等割額
(前項に規定する金額を減額するも
のとした場合にあつては、その減額
後の被保険者均等割額)に限る。)
は、当該被保険者均等割額から、次
の各号に掲げる区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定める額を減額して得
た額とする。

(1) 略

(2) 国民健康保険の被保険者に係
る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれ未就
学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額
を減額した世帯 1,440円

イ 前項第2号ウに規定する金額

る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 被保険者
(第1条第2項に規定する世帯
主を除く。) 1人について
1,240円

エ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属
する世帯内に6歳に達する日以後の
最初の3月31日以前である被保険者
(以下「未就学児」という。)があ
る場合における当該納税義務者に対
して課する被保険者均等割額(当該
納税義務者の世帯に属する未就学児
につき算定した被保険者均等割額
(前項に規定する金額を減額するも
のとした場合にあつては、その減額
後の被保険者均等割額)に限る。)
は、当該被保険者均等割額から、次
の各号に掲げる区分に応じ、それぞ
れ当該各号に定める額を減額して得
た額とする。

(1) 略

(2) 国民健康保険の被保険者に係
る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額 次に掲げる
世帯の区分に応じ、それぞれ未就
学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額
を減額した世帯 930円

イ 前項第2号ウに規定する金額

を減額した世帯 <u>2,400円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額 を減額した世帯 <u>3,840円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以 外の世帯 <u>4,800円</u>	を減額した世帯 <u>1,550円</u> ウ 前項第3号ウに規定する金額 を減額した世帯 <u>2,480円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以 外の世帯 <u>3,100円</u>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の我孫子市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。